

印鑑登録の委任状

四日市市長 平成 年 月 日

アパート・マンション名まで記入

代理人 住所
氏名
生年月日 明治 大正 西暦 年 月 日
昭和 平成

私は上の代理人に、次のことを委任します。

1. 印鑑登録を申請すること。
2. 印鑑登録証を受領すること。
3. 印鑑登録証の亡失届をすること。
4. 印鑑登録証の引き換えをすること。
5. その他 ()

委任者 住所 四日市市 番地 番号
氏名 登録印鑑
明治 大正 西暦 年 月 日生
昭和 平成

(注意) 太枠の中を全て委任者が記入し、押印してください。
押印には、必ず登録する印鑑か登録してある印鑑を使ってください。
あてはまる番号に をつけてください。
1.と2. は別々に1通ずつ委任状が必要です。
代理人の印鑑を持参してください。

印鑑登録の委任状

四日市市長 平成 年 月 日

アパート・マンション名まで記入

代理人 住所
氏名
生年月日 明治 大正 西暦 年 月 日
昭和 平成

私は上の代理人に、次のことを委任します。

1. 印鑑登録を申請すること。
2. 印鑑登録証を受領すること。
3. 印鑑登録証の亡失届をすること。
4. 印鑑登録証の引き換えをすること。
5. その他 ()

委任者 住所 四日市市 番地 番号
氏名 登録印鑑
明治 大正 西暦 年 月 日生
昭和 平成

(注意) 太枠の中を全て委任者が記入し、押印してください。
押印には、必ず登録する印鑑か登録してある印鑑を使ってください。
あてはまる番号に をつけてください。
1.と2. は別々に1通ずつ委任状が必要です。
代理人の印鑑を持参してください。

印鑑登録の手続きは厳正に行っています！

土地や車などの資産の売買には、印鑑登録証明書が必要です。
市民の財産を守るため、印鑑登録の手続きはとて厳正です。

印鑑登録の手続きについて（次の3つのケースごとに手続きは異なります。）

手続きのケース			1度目の手続き時に必要なもの	2度目の手続き時に必要なもの
本人が窓口へ 来られるとき	運転免許証や住基カード等顔写真入りの官公署発行の本人確認書類がある場合	即日登録できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請書 ・顔写真入りの官公署発行の本人確認書類（割印や特殊加工のあるもの） ・登録する印鑑 	
	顔写真入りの官公署発行の本人確認書類がない場合	即日登録はできません。本人あてに照会文書を郵送します。	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請書 ・本人確認ができる書類（例 健康保険証・年金手帳など） ・登録する印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ・照会文書に同封された回答書（本人が記入し、登録する印鑑を押したもの） ・登録する印鑑 ・本人確認ができる書類（例 健康保険証・年金手帳など）
本人が窓口に来られないとき		即日登録はできません。本人あてに照会文書を郵送します。	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請書 ・登録する印鑑 ・印鑑登録の委任状 ・代理人の印鑑 ・代理人の本人確認ができる書類（例 運転免許証など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録の委任状 ・照会文書に同封された回答書（本人が記入し、登録する印鑑を押したもの） ・代理人の印鑑 ・代理人の本人確認ができる書類（例 運転免許証など）

手続きは、市民課・市民窓口サービスセンターまたはお近くの地区市民センター（中部地区市民センターを除く）で申請できます。

市民窓口サービスセンターのみ土・日・休日（年末年始は除く）もご利用いただけますので、ぜひご利用ください。
（市民窓口サービスセンターでの登録手続きは午前10時～午後5時のお取り扱いとなります。）

登録印鑑について（詳しくは、市民課059 - 354 - 8152へお問い合わせください。）

登録できる印鑑

- ・1辺が8mm以上、25mm以内
- ・変形しやすかったり、減りやすい材質でないもの（ゴム印などは登録できません）
- ・住民票に記載されている氏名（氏もしくは名だけでもよい）を文字であらわしているもの



登録できない印鑑

- ・氏名以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印、エポナイト印等変形しやすい材質のものおよび指輪に刻んだもの
- ・縁がないもの、または外枠が欠けているもの（登録できない印鑑の例）
- ・極端に図案化した文字で判読できないもの
- ・他の人が既に登録してあるもの
- ・白抜き文字のもの（逆彫り）
- ・その他、登録を受けようとする印鑑として適当でないもの



量産されている既成印鑑は、同一のものが大量に出回っています。
そのため、印鑑の識別がとても難しく、登録印（実印）として適当ではありません。